

■ 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業

- 取組 (ア) 学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援  
取組 (イ) 学校における換気対策整備支援

番号	種類	質問事項	回答
1	取組 (ア)	私立学校においては、感染者等発生対応支援費は「国において留保し、年度途中で追加的に交付決定を行う予定」とのことですが、当該支援費が必要な場合の追加交付はどのような依頼方法となりますでしょうか。	文部科学省の事務連絡の4.注意事項の二つ目のボツに記載のとおり、今年度においては (ア) と (イ) を同時に交付決定する予定ですので、まとめた額が交付決定額となります。 来年度においてはまず (イ) のみ交付決定を行い、(ア) を追加的に交付決定する予定であり、国において留保するのは (ア) に係る経費として事業計画書に記載された申請額です。
2	取組 (ア)	「保有する在庫量では不足することが見込まれる」とは、私立学校の判断とし、その場合の根拠資料までは求める必要はございませんでしょうか。	根拠資料は必要ございません。
3	取組 (ア)	コロナ陽性となり自宅待機となった生徒にリモート授業を行うためのカメラやそのカメラを立てる三脚は補助対象となりますか。なお、備品費として購入予定。	感染者の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので対象にはならない。
4	取組 (ア)	感染拡大を防止するため、非接触サーモグラフィ一体温計を増設する場合には補助対象と考えて差し支えないでしょうか (なお、備品費として購入予定)。	感染者の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので対象にはならない。
5	取組 (ア)	<b>FAQのQ15</b> において「事業終了後に感染者等の対応が発生せず残高が生じた場合には返還すること」とありますが、年度内の発生を見込んで交付申請し、消毒液等を購入し、その後結果として、感染者等の対応が発生しなかった場合、「残高が生じた場合には返還すること」に当たのでしょうか。 関連して、消毒液等の購入費用について、確実に補助を受けられる場合とは、交付申請し、実際の購入時期を感染者等の対応が必要になってからにするという認識で相違ございませんでしょうか。	年度内に感染者等が発生しなかった場合、(ア) に係る経費は執行できません。 また、実施要領 (ア) に係る経費については、 <b>FAQ16, 17</b> のとおり感染者等が発生後に追加的に必要となる経費が対象ですので、申請前であっても補助対象期間内であれば対象となります。
6	取組 (イ)	例示として網戸設置に係る経費が挙げられておりますが、 ①現在設置されている網戸が劣化等により交換が必要な場合の網戸の付け替え費用も対象でしょうか。 ②網戸が設置されていない場合の網戸設置については、単純な取付設置については補助対象とし、建物工事を伴うものについては、当該工事経費を除いた上で補助対象経費として計上すべきでしょうか。それとも、建物工事を伴うものであっても全ての工程を含んで備品費 (据付費含む) や委託費としている場合は補助対象となるのでしょうか。 (イメージ) ・網戸をサッシにはめるだけ→補助対象 ・網戸をはめるサッシを取り付けるために窓枠改修工事を伴うもの→工事経費は補助対象外	①付け替え費用は補助対象外です。 ②大規模工事を伴うものは、補助対象外です。据付費で対応できるものについては、補助対象となります。
7	取組 (イ)	窓開け作業などの換気作業を行う業務を業者へ委託している場合、当該委託費は対象でしょうか。	コロナ発生前から委託していたものではないこと (通常の用務作業ではないこと)、他に委託している作業内容と明確に切り分けができること等、当事業の補助対象となるかはよくご確認をお願いします。
8	取組 (イ)	現在教室に設置されている空調設備 (冷暖房機器 (例、クーラー)) の付け替え費用も対象でしょうか。	付け替え費用は補助対象外です。
9	取組 (イ)	今回の事業計画 (及び交付申請) で取組(イ)を補助上限額の5割 (=満額) で申請した場合、4月以降に再度事業計画 (及び交付申請) の募集があった場合であっても、取組 (イ) に係る補助上限額をすでに満たしているため、(イ) に係る取組を含めることはできず、申請は不可となるでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	その他	本補助金の別事業である「学校等における感染症対策支援事業」において4～12月分の消毒作業費を申請しているが、今回の事業計画において当該作業費の1月～3月分を申請する場合、補助対象となりますでしょうか。	感染者等発生前の消毒作業については、補助対象外です。